

北九州市 児童福祉施設等

第三者評価 結果票

済美保育園

1 施設・事業所の概要

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 事業者名（法人名） | 社会福祉法人 慈恵会 |
| (2) 事業所名 | 済美保育園 |
| (3) 設立年月日 | 昭和 27年 11月 25日 |
| (4) 定員 | 120名 |
| (5) 所在地 | 八幡西区町上津役西4丁目9-50 |
| (6) 電話番号 | 613-1549 |

2 評価実施日

令和 4年 11月 22日

3 評価実施者

北九州市（北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会）

4 評価結果

総合評価

八幡西区町上津役にあり県道から一步入った利便性の良い静かな場所にあります。園庭には四季折々の樹木や実のなる木もあり、日常の中で季節の変化を肌で感じることができます。すぐ近くには園の畑もあり栽培や収穫の体験をしています。四季を通して自然に触れながら、子ども同士のふれあいや体験を大切に、一人一人の声に耳をかたむけた保育が進められています。

I 子どもの発達援助

保育所保育指針に基づき保育理念や保育の方針が掲げられ、保育計画を作成しています。地域の実態や保護者の意向を考慮し年間、月間の指導計画を作成しています。記録は継続的に行われています。保育実践の見直しを行い、次に生かされています。また、施設長や主任保育士からの助言も行われています。記録は適切に事務室で保管されています。配慮の必要な子どもについては、関わりの方法や情報を定期的に職員間で共有し、保護者との連携を図りながら安心して過ごせる環境が整えられています。今後はケース会議において、ケースを通して、具体的支援を引き出すために状況を整理し、共通理解の場として検討することが望まれます。

健康管理については、嘱託医と連携が図られています。健康診断の結果は保護者に口頭で伝え、全職員にも周知されています。予防接種や乳幼児健康診査の状況を母子手帳で確認し、保健調査票に追記しています。

感染症については、感染症に関するマニュアルが作成され、保護者への情報提供も行われています。感染症で病休中の保護者に連絡をし、病状を聞き登園確認を行うなど丁寧な対応を行っています。職員にはノートで経緯を知らせ周知しています。

除去食は、医師による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を基に毎月保護者、園長、担任保育士、調理員の四者で協議し、情報を共有しています。全職員への周知徹底とともに、人的エラーを防止するために配膳の前後に確認がなされています。

喫食状況は連絡ノートで保護者に知らせています。レシピの提供も行っています。

自然豊かな園庭での戸外遊びを大切にする保育に取り組んでいます。畑の水やりなど野菜の育成や収穫を通して大きさや重さを実感し学習しています。3歳未満児クラスでは、感覚を大切にしたり手作り玩具を使用し、玩具の数を十分に揃え、遊びの欲求が満たされるように配慮しています。

子どもの取組に対して指示的にならず、一人一人の気持ちに沿った対応を行っています。

3歳未満児クラスでは、家庭と連携をし子どものリズムに合わせた対応を行っています。遊びは、月齢に合わせて少人数のグループに分けて行い、食事や午睡時は決まった保育士が関わっています。

子どもの遊び方や並び方について、性差への先入観による固定的な対応はしていません。異文化に触れる機会や交流の機会を保育に取り入れています。

延長保育では、引継ぎノートで保護者に連絡事項を伝えていきます。

専門機関と連携し障害児保育に取り組んでいます。他の子どもは、障害児の特性を受け入れています。保育士は、子どものペースに合わせ、子どもの理解に沿った保育の工夫や配慮を行っています。

II 子育て支援

保護者に対しては、口頭、個人ノート、連絡アプリ、紙面の配布、園内の掲示など複数の媒体で情報提供を行っています。職員間においては、伝達ノートを用いて連携が図られています。

地域の子育て支援に対しては、コロナ禍ではありますが、できる範囲での取組を行っています。

保護者に応じた対応は、園長を中心に、主任、保育士の役割分担ができており、組織体制が整っています。区役所や子ども総合センター等との連携も図られています。

III 地域の住民や関係機関等との連携

地域の中の保育園として、情報収集と発信を適切に行っています。小学校、中学校、地域、自治会、区役所、市民センターとの連携を積極的に行っています。

実習生を受け入れる際には、資料を用いて説明を行い、実習後には、振り返りの機会を設け丁寧に関わっています。

IV 運営管理

保育園の保育理念、保育方針は明文化され、全職員に周知されています。守秘義務の遵守や個人情報の管理については就業規則に定められています。その内容は、入園の際に保護者へ説明をしています。

研修については、保育士の希望に応じた研修参加を促し、実施しています。研修の記録は適切に保管すると共に、全職員に報告、周知され、いつでも閲覧できるようになっています。

安全・衛生管理及び、事故・災害への対応・防止マニュアルが作成されており、チェックリストも活用しています。正規職員、非正規職員含み、全職員を対象として、面談、意見聴取、各保育者の自己評価を行い、保育の質の向上を図っています。

評価対象ごとの評価（概要）

I 子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	<p>計画・記録 全体的な計画は保育理念や保育の方針に基づき作成されています。地域の実態や保護者の意向を考慮し、年間、月間の年齢ごとの指導計画を作成しています。 記録は、継続的に行われ、見直しも行っていきます。その内容は、園長、主任保育士の助言を受け、次に生かされています。記録は適切に事務室で保管されています。</p> <p>会議 職員会議は、毎月定期的に行われ、内容は全職員に周知され、押印にて確認を行っています。 ケース会議については、職員会議の議題として取り組んでいますが、今後は、ケースを通して、具体的支援を引き出すために状況を整理し、共通理解の場として検討することが望まれます。</p>
健康管理・食事	<p>健康管理 登園時の視診や保護者との連携を密にして健康管理を行っています。嘱託医との連携が図られています。健康診断の結果は保護者に口頭で伝えています。予防接種の接種歴や乳幼児健康診査の結果は、母子手帳で確認し保健調査票に追記しています。</p> <p>感染症 感染症対策マニュアルをもとに各感染症の内容を把握し、嘔吐処理の対応のキットを各保育室に準備しています。発生時には連絡アプリで保護者に連絡をし、掲示板で発生状況を知らせています。 感染症で病休中の子どもの保護者に連絡をし、病状を聞き、登園確認を行うなど丁寧な対応を行っています。職員にはノートで経緯を知らせ周知しています。</p> <p>食事 医師による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を基に、保護者、園長、担任保育士、調理員の四者で協議をし、除去食の提供を行っています。全職員への周知徹底とともに人的エラーを防止するため、配膳の前後に確認を行っています。 喫食状況は連絡ノートで保護者に知らせています。レシピの提供を行っています。</p>
保育環境・保育内容	<p>保育環境 園庭には季節ごとの樹木が植えられており、遊びながら自然に触れることができる環境です。 3歳未満児では、感覚を大切にしたり手作り玩具を使用し、玩具を十分に揃え遊びの欲求が満たされるように配慮しています。玩具は、引き出し形式の収納で、子どもが自由に取り出して遊べるように設定しています。</p> <p>保育内容 自然豊かな園庭での戸外遊びを大切にする保育に取り組んでいます。子どもの取組に対して指示的にならず、一人一人の気持ちに沿った対応を行っています。3歳未満児クラスでは、家庭と連携し子どものリズムに合わせた対応を行っています。遊びは、月齢に合わせて少人数のグループに分けて行い、食事や午睡時は決まった保育士が関わっています。</p> <p>人権・性差 子どもの遊び方や並び方について、性差への先入観による固定的な対応はしていません。 異文化に触れる機会や交流の機会を保育に取り入れています。 全職員が人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、見直す機会を設けています。</p> <p>延長保育・障害児保育 延長保育では、引継ぎノートを活用し保護者に連絡事項を伝えています。 障害児保育に取り組み、支援の必要な子どもに対しては、専門機関と連携し保育をしています。他の子どもは、障害児の特性を受け入れています。保育士は、子どものペースに合わせ、子どもの理解に沿った保育の工夫や配慮を行っています。</p>

II 子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取組等を評価したものです。

評価対象	評価結果
入所児童の保護者 の育児支援	<p>保護者との関係・虐待</p> <p>口頭、個人ノート、連絡アプリ、紙面での配布、園内での掲示等、複数の媒体を用いると共に、保護者に応じた対応が図られています。職員間の伝達はノートを用いて行われており、園長を中心に組織体制の構築が行われています。</p> <p>虐待が疑われるケースがある場合は、園長、主任、保育士の役割を明確にし、ケースに応じて対応を行う体制を構築しています。区役所、子ども家庭相談コーナー、子ども総合センターとの連携を図っています。</p>
子育て地域の 支援	<p>地域支援</p> <p>コロナ禍の状況の中ですが、できる範囲で子育て支援の取組を行っています。適材適所の人材配置を心がけ、対応にあたっています。</p>

III 地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

地域の住民や関係機 関・団体との連携	<p>地域での役割・その他機関との連携</p> <p>地域の中の保育園として、情報収集と発信を適切に行っています。新たな自治会との連携を始め、区役所、市民センターからの情報も収集すると共に、保育園からも情報を発信しています。必要な情報は、保護者へ提供しています。</p> <p>関係機関、専門機関との連携の取組を積極的に行っています。</p> <p>保幼少の連携では、他の保育園、近隣の小学校、中学校との交流が定期的に行われています。保育者同士の交流、連携も行われています。</p> <p>近隣の住民に情報を公開しており、連携を図る努力を積極的に行っています。</p>
実習・ホラ ンテシア	<p>実習等の受入</p> <p>実習生を受け入れる際には、実習生のしおりをを用いて説明を行っています。実習生の希望を聞き、実習の内容を話し合っています。実習後には、振り返りの機会を設け丁寧に関わっています。</p>

IV 運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修等の取組がなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

組織運営 基本方針	<p>理念・方針</p> <p>保育所の理念、保育方針は明文化されており、職員に周知されています。</p> <p>保護者へは、入園の際に「保育園の概況」や「保育園のしおり」を用いて説明を行っています。</p> <p>保育の質の向上・研修</p> <p>正規職員、非正規職員含み、全職員を対象として、面談、意見聴取、各保育者の自己評価を行い、保育の質の向上を図っています。各記録は適切に保管されており、いつでも閲覧可能な状態です。</p> <p>研修については、各保育者のニーズを把握し、希望に応じ実施しています。研修の記録は、正規職員、非正規職員問わず、全職員に報告し周知されています。</p>
安全・衛生管理 情報提供 守秘義務の遵守	<p>守秘義務・情報・安全</p> <p>情報の管理において、就業規則、雇用契約書等で定められており、職員に周知されています。</p> <p>保護者、地域に向けた積極的な情報提供を行っており、園だより、ホームページ、連絡アプリ、紙面での配布・掲示等を活用しています。それぞれで保護者、地域に対して分かりやすく伝わりやすいよう工夫されています。</p> <p>安全・衛生管理及び、事故・災害への対応、防止マニュアルが作成されており、チェックリストも活用されています。警察署との連携も図られています。</p>